

令和7年4月25日14時00分

近 畿 地 方 整 備 局

国 営 明 石 海 峡 公 園 事 務 所

国営明石海峡公園淡路地区において Park-PFI 事業の公募を 4/25 から開始！
～質の高い海辺のアウトドア体験ができるエリアの整備・管理運営を担う民間事業者を募集します～

国営明石海峡公園淡路地区海岸ゾーン（兵庫県淡路市）について、質の高いアウトドア体験が出来るエリアとなるよう収益施設と周辺の園路、広場等の整備・管理運営を一体的に行っていただく事業者を公募設置管理制度（Park-PFI）により公募※します。

※ 当該公募については、令和6年度に一度公募を行ったものの、公募設置等予定者を選定しない審査結果となったため、有識者委員会における議論を経て、再度公募を行うものです。

【公募概要】

●対象地

国営明石海峡公園淡路地区 海岸ゾーン アウトドア・ベースエリアの一部（約 5.5ha）

●公募設置等指針の交付、募集に関する資料提供

令和7年4月25日（金）から事務所 HP（<https://www.kkr.mlit.go.jp/akashi/P-PFI/>）にて

●公募設置等予定者の決定

令和8年2～3月頃（予定）

【検討経緯】

令和6年 2月 アウトドア・ベースエリアの一部を対象に整備・管理運営を担う民間事業者の公募を実施

令和6年 7月 審査の結果、公募設置等予定者を選定せず、再公募の検討を行うことと決定

令和7年 2月～3月 官民連携による魅力向上推進方針（案）を対象としたパブリックコメント

<取扱い> _____

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、
兵庫県政記者クラブ、神戸市政記者クラブ、神戸民放記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省 近畿地方整備局 国営明石海峡公園事務所

建設専門官 結城 邦明（ゆうき くにあき）

調査設計課長 田尻 尚登（たじり ひさと）

電話番号：078-392-2992（代）

国営明石海峡公園 淡路地区 アウトドア・ベースエリア Park-PFI 事業 (概要)

1. 事業の概要

国営明石海峡公園淡路地区海岸ゾーンのうち、アウトドア・ベースの一部を中心としたエリアについて、公募設置管理制度（Park-PFI 制度）を活用し、質の高い海辺のアウトドアライフやスポーツアクティビティを楽しむことが出来るよう整備を進めるものです。

2. 公募の概要（※詳細は公募設置等指針等をご確認ください。）

■ 事業内容

- ・公募対象公園施設の設置及び管理運営業務
- ・特定公園施設の設計・建設・管理運営業務（整備後、国に財産を譲渡）
- ・利便増進施設の設置及び管理運営業務（任意）
- ・事業者管理施設の管理運営業務

■ 整備について提案を求める範囲

アウトドア・ベースに民活対象エリア（約 5.5ha）として設定した以下の範囲

- ・対象地 1（約 4.3ha）：提案必須（バーベキューなどの飲食施設は必須、他は任意）
- ・対象地 2（約 1.2ha）：提案可能（任意）
- ・海岸口ゲート棟及び広告塔：提案可能（任意）

■ 管理運営を求める範囲

- ・対象地 1（約 4.3ha）：施設整備範囲に限らず、全ての範囲
- ・対象地 2（約 1.2ha）：対象地 2 を対象に整備の提案を行う場合は、提案の内容・範囲に限らず、対象地 2 の全ての範囲（提案をしない場合、国による管理運営を継続）
- ・海岸口ゲート棟及び広告塔：海岸口ゲート棟及び広告塔の提案を行う場合は、提案の内容・範囲（全棟／一部）による（整備の提案をしない場合、国での管理運営を継続。施設提案を行わず事業者管理施設として提案することも可能）

※上記のほか、シースケープ・フィールドおよび文化交流ゾーンにおいて、アウトドア・ベースへの提案に付随したイベント等での一時利用（占有許可・行為許可）に関する提案が可能



図 国営明石海峡公園淡路地区平面図（淡路地区 アウトドア・ベース Park-PFI 事業の範囲）

■事業スケジュール

- ・認定計画の認定の有効期間：認定計画に基づく工事着手から 20 年
- ・公募対象公園施設及び特定公園施設の供用開始予定：令和 10 年 6 月を目途として、公募設置等計画内での提案を踏まえ、国と公募設置等予定者の協議により決定。

3. 前回からの主な変更点（※詳細は公募設置等指針等をご確認ください。）

- ・公園管理者としての考えを「国営明石海峡公園アウトドア・ベースにおける官民連携による魅力向上推進方針」として策定
- ・国の護岸改修について、整備完了予定時期やイメージ図などを追記
- ・海岸口ゲート棟及び広告塔について、提案をしない場合は管理運営を求めないことに変更
- ・公募対象公園施設等についての建築面積の上限や高さ制限、公募対象区域になじむ植物を追記
- ・提案を期待する内容を評価項目へ反映（例「利用者層・利用者数の想定」「対象地周辺との連携、配慮」「安全・安心な施設整備計画・アクセスの考慮」「緑とオープンスペースの確保」などを評価項目に追加）
- ・事業者は、公募に対して参加登録を行う際、併せて「提案概要」の提出を行うこととし、委員会から「提案概要」に対して、意見を通知するプロセスを追加

4. 主な公募スケジュール

項目	時期
公募設置等指針の交付	令和 7 年 4 月 2 5 日（金）～
公募設置等指針説明会申込期限	令和 7 年 5 月 1 6 日（金） 1 7 時
公募設置等指針説明会・現地見学会	令和 7 年 5 月 2 2 日（木） 午後
質問書受付	令和 7 年 5 月 2 3 日（金）～6 月 2 5 日（水） 1 7 時
参加登録（提案概要含む）の提出受付	令和 7 年 5 月 2 3 日（金）～8 月 2 5 日（月） 1 7 時
公募設置等計画の受付	令和 7 年 1 2 月 2 5 日（木） 1 7 時 ※受付開始時期については、応募者へ別途お知らせいたします。
公募設置等予定者等の決定	令和 8 年 2 ～ 3 月頃

(参考) 公募設置管理制度 (Park-PFI 制度) について

「公募設置管理制度」は、平成 29 年の都市公園法改正時により創設された、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度のことです。都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」(略称：P-PFI) と呼称されています。

- ・ 公募対象公園施設：飲食店、売店等の公園施設で、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められる施設。
- ・ 特定公園施設：公園利用者の利便の向上のために設置される園路、広場等の公園施設で、公園管理者との契約に基づき認定計画提出者が設置又は管理を行う施設。
- ・ 利便増進施設：Park-PFI により選定された者が占有物件として設置できる自転車駐車場、広告塔などの施設。

■イメージ

